

(公 印 省 略)
答 申 第 191 号
令 和 7 年 3 月 3 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年11月5日付け諮問第71号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

喫煙及び受動喫煙対策に係る文書の件

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が公開、部分公開及び非公開とした決定はいずれも妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和 3 年 1 月 8 日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、「喫煙及び受動喫煙対策（喫煙場所の設置や移設・閉鎖（新型コロナ対策）また違反喫煙の防止等）に係る次の文書」として「実施状況や検討・意思決定過程が分かる文書、館内周知に係る文書、県民等からの意見や問い合わせまた県の回答が分かる文書（回答のあるものに限らない）、産業医等による職場巡視に係る文書（実施報告書や改善報告書など）及び J T との接触の際に作成・取得した文書」の公開を求めて、「兵庫県公館における」当該文書に係る公開請求（以下「本件請求 1」という。）、「兵庫県民会館における」当該文書に係る公開請求（以下「本件請求 2」という。）及び「県庁舎における」当該文書に係る公開請求（以下「本件請求 3」という。）をそれぞれ行った。

2 実施機関の決定

令和 3 年 1 月 14 日及び同月 22 日、実施機関は、本件請求 1 ないし 3 について、次の(1)及び(2)の公文書を特定した上で公文書公開決定処分（以下(1)に関する決定処分を「本件処分 1」、(2)に関する決定処分を「本件処分 2」という。）を行い、次の(3)の文書については、施設（兵庫県民会館）の運営・施設内整備は指定管理者に分任しているため実施機関における対象文書の不存在を理由として非公開とした（以下「本件処分 3」という。）。

(1) 本件請求 1 及び本件請求 3 に係る、企画県民部管理局管財課（名称は処分時のもの。以下同様。）にて保有していた、兵庫県公館及び県庁舎における実施状況や検討・意思決定過程が分かる文書、庁内（館内）周知に係る文書、県民からの情報提供に係る文書及び J T からの情報提供の際、取得した文書（以下「文書 1」という。）

(2) 本件請求 2 に係る、企画県民部知事公室芸術文化課にて保有していた、兵庫県民会館における県民等からの意見や問い合わせまた県の回答が分かる文書

(以下「文書2」という。)

- (3) 本件請求2に係る、兵庫県民会館における実施状況や検討・意思決定過程が分かる文書、館内周知に係る文書、産業医等による職場巡視に係る文書（実施報告書や改善報告など）及びJ Tとの接触の際に作成・取得した文書（以下「文書3」という。）

3 審査請求及び実施機関の追加決定

(1) 本件審査請求1及び本件審査請求2

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年4月16日付けで、本件処分1に対する審査請求書（以下「本件審査請求1」という。）及び本件処分2に対する審査請求書（以下「本件審査請求2」という。）を提出し、実施機関は同月19日に受領した。

令和5年12月15日、実施機関は、本件審査請求1及び本件審査請求2を踏まえ、本件審査請求1及び本件審査請求2の理由に相当する文書も含め、「県庁舎等における喫煙及び受動喫煙対策（喫煙場所の設置や移設・閉鎖（新型コロナ対策）また違反喫煙の防止等）に係る県民からの意見や問合せまた県の回答が分かる文書（回答のあるものに限らない）」（以下「文書4」という。）を改めて特定し、当該文書について、公文書部分公開決定処分を行った（以下「本件処分4」という。）

(2) 本件審査請求3

審査請求人は、本件処分4により特定された文書が2019年度以降の文書のみ特定されており、2019年度より前にも公開の対象とされるべき文書が存在するとして、行政不服審査法第2条の規定に基づき、令和6年3月15日付けで審査請求書（以下「本件審査請求3」という。）を提出し、実施機関は同月18日に受領した。

令和6年6月17日、実施機関は、本件審査請求3を踏まえ、「平成30年度分さわやか提案箱への投稿文書及び回答文書のうち、県庁舎等について県民等からの意見や問い合わせまた県の回答が分かる文書(回答があるものに限らない)に該当する文書」(以下「文書5」という。)改めて特定し、当該文書について、公文書部分公開決定処分を行った（以下「本件処分5」という。）

(3) 本件審査請求4

審査請求人は、本件処分5により特定された文書が平成30年度の文書のみ特定されており、平成30年度より前にも公開の対象とされるべき文書が存在するとして、行政不服審査法第2条の規定に基づき、令和6年9月20日付けで審査請求書（以下「本件審査請求4」という。）を提出し、実施機関は同月24日に受

領した。

4 諮問

令和6年11月5日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求1ないし4について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求1ないし4の趣旨

さらなる文書の特定及び公開を求める。

2 本件審査請求1ないし4の理由等

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件審査請求1及び本件審査請求2の理由

審査請求人が2020年●月●日付けで「さわやか提案箱へのご意見・ご提案」に投稿した意見は公開の対象とされるべき公文書であったにもかかわらず、公開されていない。この他にも、公開の対象とされるべき公文書が存在する可能性も否定できない。実施機関は公開対象とされるべき公文書の特定を十分に行っていなかったものといえる。

(2) 本件審査請求3の理由

審査請求人が本件公文書を見分したところ、2019年度以降の文書のみ特定されていた。2019年度より前にも公開の対象とされるべき文書が存在した。

(3) 本件審査請求4の理由

審査請求人が本件公文書を見分したところ、平成30年度の文書のみ特定されていた。平成30年度より前にも公開の対象とされるべき文書が存在する。審査請求人が令和3年1月8日に請求した時点で平成27年度以降の文書を実施機関は保有していた。令和3年5月6、7日に管財課、芸術文化課より広報広聴課で保有、決定を出す旨の連絡があった。

(4) 審査請求人意見書（令和6年12月6日付け）

処分庁の意見書は、平成27～29年度分の文書の探索を行ったか否かについて明らかにしておらず、失当である。審査請求人として平成31年度分以降に限って請求したとは認識していない。

処分庁の意見書の「本件処分3について、審査請求人は、審査請求の対象外としているとも思われる」を否認。

なお「県庁舎」とは、県庁の庁舎を指す趣旨である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分1ないし本件処分5について

本件処分4及び本件処分5において、非公開とした部分及び理由は、意見提出者の氏名、住所、メールアドレス等の連絡先(条例第6条第1号該当)であるが、請求人はこの点を争わないものと思われる(本件処分3について、審査請求人は、審査請求の対象外としているとも思われるが、念のため、審査請求があったものとして取り扱った。)

本件審査請求1ないし本件審査請求4の主旨は、要旨、さわやか提案箱に寄せられた喫煙及び受動喫煙対策に係る県民からの意見について、実施機関に対し追加で特定し、公開するよう求めたものと解される。

令和3年1月、本件処分1及び本件処分2においては、本件請求1ないし本件請求3が特定の県施設等を指定してなされたため、当該施設等の所管課において保有する文書1及び文書2を公開したものである。

本件処分1ないし本件処分3に対し、令和3年4月16日付けで本件審査請求1及び本件審査請求2が提起され、その理由は、審査請求人自らが令和2年の特定年月日にさわやか提案箱に投じた意見を特定して公開すべきとするものであった。

実施機関としては、当時、新型コロナウイルス感染症に伴うコールセンターの設置等、県民相談対応で繁忙を極める中、審査請求人自らが投じたさわやか提案箱の意見についても本件請求1ないし本件請求3において請求のあった公文書として理解し、令和5年12月15日において令和元年度から令和2年度分の該当文書(文書4)を特定し、本件処分4により公開した。

本件処分4に対し、令和6年3月15日付けで本件審査請求3が提起され、更に遡って、公開すべきとするものであったため、令和6年6月17日、本件処分5により、保存年限5年を前提とし、本来保存年限を経過するも未廃棄であった平成30年度分の該当文書(文書5)を特定し、公文書の公開を行ったものである。

以上から、実施機関としては、本件請求1ないし本件請求3を踏まえ、できる限りの公文書を特定し公開を行ったものであって、本件処分1ないし本件処分5について何ら違法又は不当はない。

2 結論

以上のとおり、本件処分1ないし5は妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

審査請求人は、本件請求1ないし本件請求3により対象公文書の公開を求めたところ、実施機関は、文書1ないし文書3に該当する文書を特定し、本件処分1ないし本件処分3を行った。

これに対して、審査請求人は、さらなる公文書の特定及び当該文書を公開すべきであるとしているが、実施機関は、本件処分1ないし本件処分5について、できる限りの特定及び公開を行ったもので妥当であるとしていることから、以下、検討する。

2 本件請求1ないし本件請求3に対する公文書の特定について

実施機関は、本件請求1ないし本件請求3において審査請求人が公開を求める文書について、本件処分1ないし本件処分3においては文書1ないし文書3と特定していたが、本件審査請求1ないし本件審査請求3を受け、本件処分4及び本件処分5において、実施機関において保有する喫煙及び受動喫煙対策に係る県民からの多数の意見から、受動喫煙に関する意見に係る公文書を探索の上、文書4及び文書5を特定したと説明している。

当該説明について、明らかに不合理又は不自然な点は認められず、実施機関としてできる限りの公文書を特定の上、本件処分1ないし本件処分3により特定した文書1ないし文書3を補完するものとして文書4及び文書5が本件処分4及び本件処分5により部分公開されていることから、本件処分1ないし本件処分5は妥当と認められる。

3 非公開部分及び非公開（公文書不存在）について

当審議会において、本件処分4及び本件処分5において、部分公開とされた対象公文書を見分したところ、非公開とされた部分は、意見提出者の氏名、住所、メールアドレス等の連絡先であり、これらは、条例第6条第1号の「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」と認められ、同号に該当することを理由として実施機関が本件処分4及び本件処分5を行ったことは妥当である。

また、本件処分3について、審査請求が有効になされているかはさておき、実施機関が施設（兵庫県民会館）の運営・施設内整備は指定管理者に分任している

ため文書3を保有しておらず公文書の不存在を理由に非公開としたことは妥当である。

4 付言

本件請求1ないし本件請求3は、兵庫県公館、兵庫県民会館及び県庁舎における受動喫煙対策に係る県民意見につき公開を求めたものであり、各担当課において事務処理がなされた後に、広聴担当課において保有する当該意見の抽出、特定を行う必要が認識されたために、時間を要したものである。

県民の権利の確保という観点からは、より速やかな公文書の特定が可能となるよう実施機関において善処を求める。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年11月5日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年12月6日	・ 審査請求人から同月日付け意見書を受領
令和7年1月23日 第2部会(第123回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年2月27日 第2部会(第125回)	・ 審議
令和7年3月3日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 木 村 倫太郎

委 員 手 塚 昌 美

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男